

国 都 計 第 153 号  
令和 4 年 3 月 14 日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿

国土交通省都市局都市計画課長

区域区分に関する都市計画決定における都道府県と市町村との連携について  
(技術的助言)

平素より都市計画行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

今般、区域区分に関する都市計画の決定における都道府県と市町村との連携について、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体の事務の円滑な運用に資するよう、次のとおり通知いたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言となりますのでご留意願います。

都道府県におかれましては、貴管内市町村(指定都市を除く。)に対して、本通知を周知いただくようお願いいたします。

記

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 15 条第 1 項第 2 号に基づく区域区分に関する都市計画の決定に係る事務・権限については、広域的・根幹的な都市計画であることから都道府県等が有しているところであるが、法において、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出(法第 15 条の 2 第 1 項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(法第 18 条第 1 項)の規定が設けられており、その趣旨は次のとおりである。

1. 都市計画は、都市のあり方を決定する重要な行政であり、その対象は住民に身近な市街地環境の整備又は保持に関連する事項から広域的な観点に立つ

て計画又は調整されるべき事項まで多様な性格を有していることから、これらの多様な計画がそれぞれの役割を的確に担いつつ、一体として総合的に機能するものでなければならない。

2. このため、都道府県が定める都市計画についても、その決定に当たっては関係市町村の意見を聴くこととしており、また、市町村は、都道府県に対して都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとしている。
3. したがって、市町村の意見を聴くこと及び案の申出を行うことは極めて重要な手続きであり、市町村の意見を十分に尊重すること及び市町村の案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえることにより、適切に都市計画を決定することが望ましい。

上記趣旨を踏まえ、例えば、都道府県と市町村との間で区域区分の見直しの時期や見直しの考え方等について事前に情報共有しておくこと等により、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、取り組まれない。

以上

(別紙)

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)

(15) 都市計画法(昭43 法100)

(i) 区域区分に関する都市計画の決定(15条1項2号)に係る事務・権限については、広域的な観点から引き続き都道府県等が行うものとするが、地方公共団体の事務の円滑な運用に資するよう、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。